

## 目次

### ○告示

事業活動温暖化対策指針の一部改正（環境農政・脱炭素戦略本部室）

神奈川県告示第 号

事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

4の項(6)中「として3年間、4年間又は5年間」を「として1年間又は4年間」に改め、同項(6)ただし書中「、特定大規模事業者が別に定めた地球温暖化対策に関する計画を現に実施しており、その計画期間が3年未満で終了するなど」を削り、「3年間、4年間又は5年間」を「1年間又は4年間」に、「経過措置として1年間又は2年間」を「2年間又は3年間」に改める。